

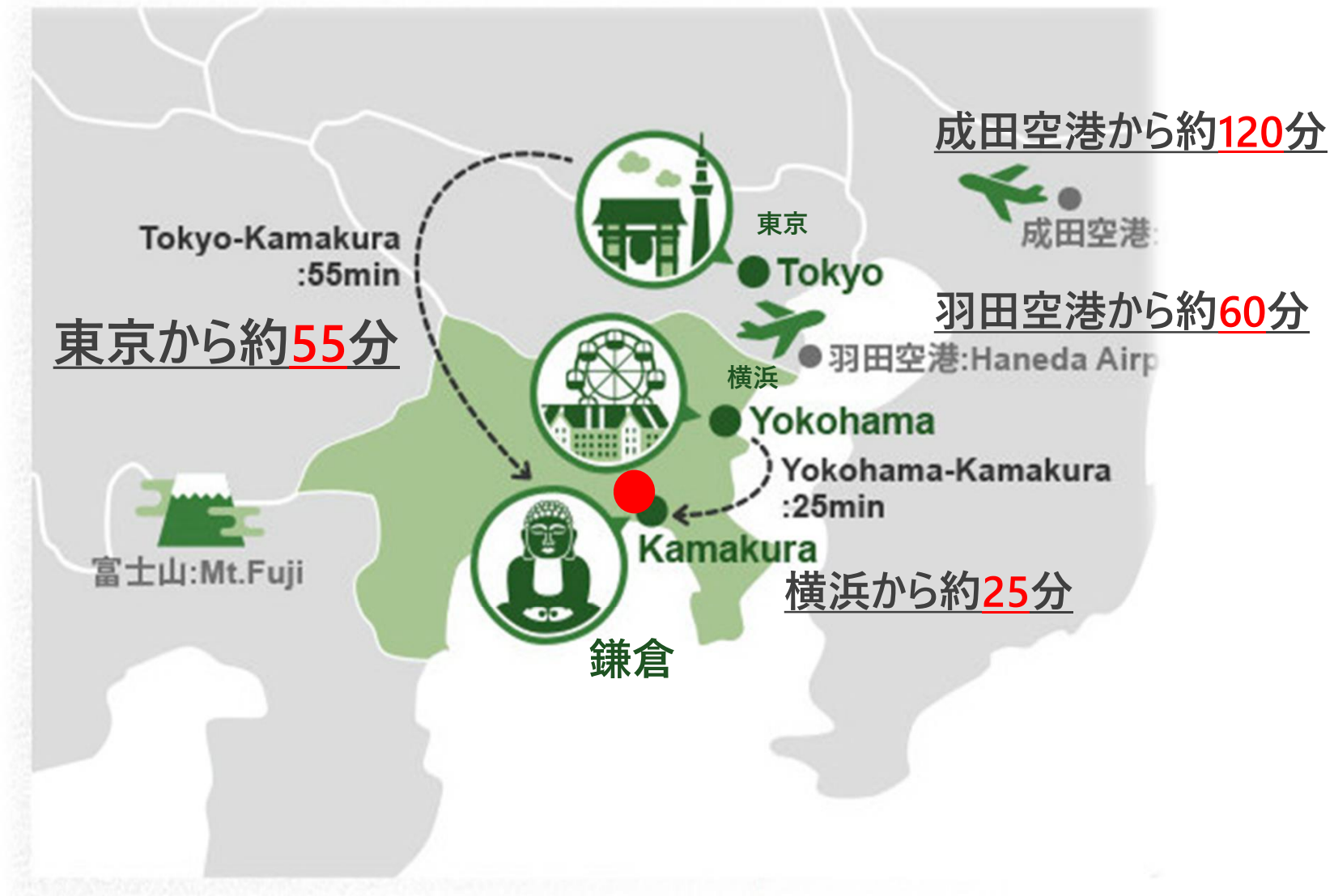
コインパーキングの設置に伴う申請手続き

— 鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例について —

鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課

1 鎌倉市の概要

(1) 鎌倉市の位置



1 鎌倉市の概要

(2) 鎌倉市の地域区分

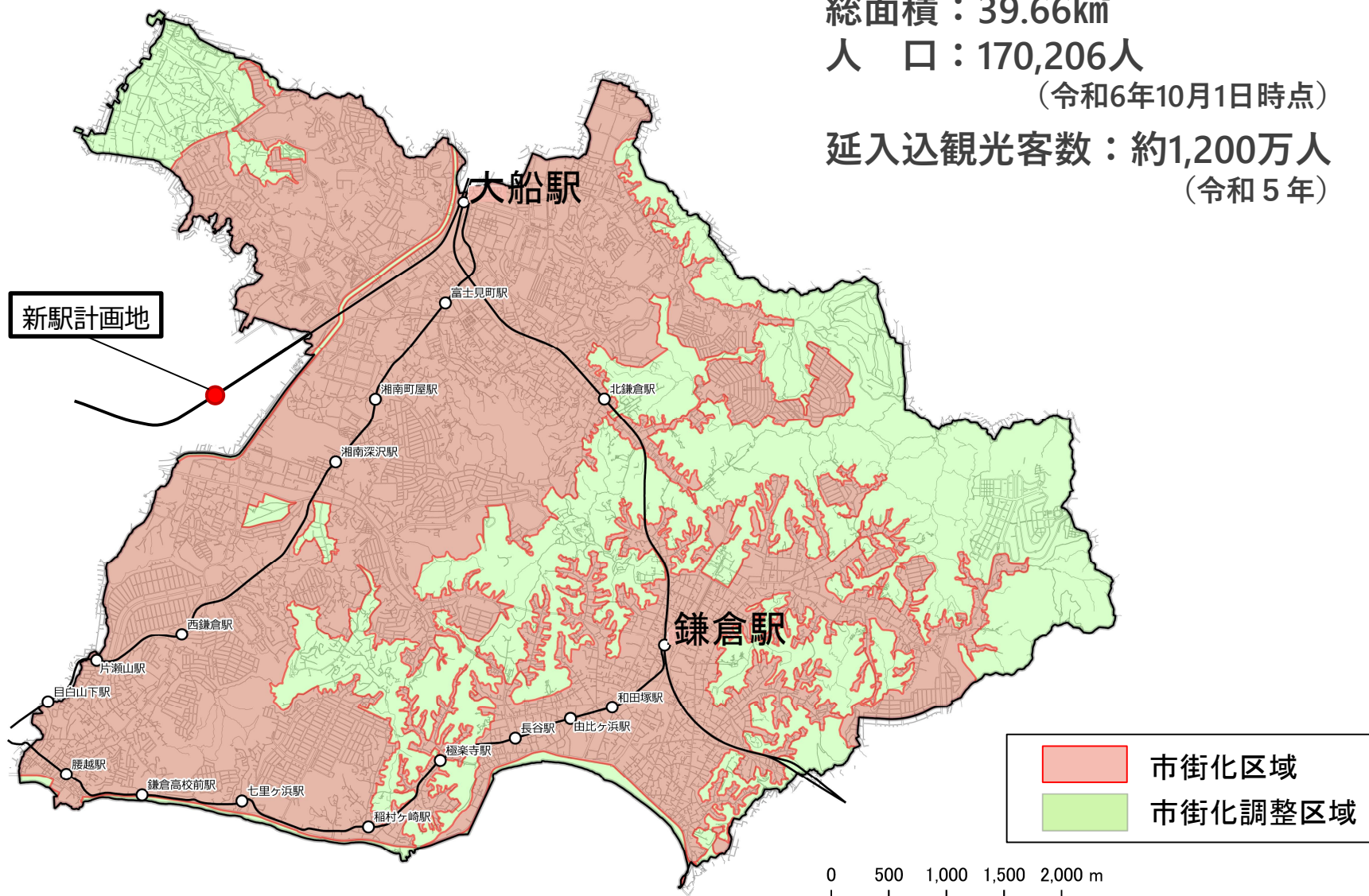
総面積：39.66km²

人 口：170,206人

(令和6年10月1日時点)

延入込観光客数：約1,200万人

(令和5年)



2 コインパーキングの設置に伴う申請手続き

【経過】

○平成20年8月1日～

コインパーキングの設置など、土地そのものの利用を主たる構成要素とする土地利用行為は、手続きや基準等が無く住環境への影響が指摘されていたことから、コインパーキング設置者等の責務を定め、交通安全上の措置を講じることにより、良好な住環境及び相隣関係を確保することを目的に、「**鎌倉市コインパーキングの設置等に関する指導要綱**」(以下「指導要綱」という。)を定めて行政指導を開始

○平成24年4月1日～

指導要綱はいわゆる行政指導であり、手続の未履行に対しての罰則や公表の規定を設けていなかったことから、より適正な土地利用とするため、違反者等の公表や罰則(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)を伴う「**鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例**」(以下「条例」という。)を制定し、手続きを義務化

※ 条例は、コインパーキングに限らず、墓地、動物霊園、スポーツレクリエーション施設、岩石等の採取施設等にも適用
市街化調整区域に設置する場合は、立地基準による制限あり(条例第26条)

2 コインパーキングの設置に伴う申請手続き

■ 条例の手続きが必要となるコインパーキング(以下の3要件すべてに該当するもの)(条例第2条)

- 24時間の営業であること
- 不特定多数の人が利用できる部分があること
- 出庫時に利用した時間の料金を支払う仕組みのものであること

■ コインパーキングの設置基準(条例第29条)

- ・ 自動車の出口及び入口
- ・ 屋外広告物、精算機等の色彩等についての景観及び緑化
- ・ 雨水排水施設及び夜間照明施設の設置(行為区域面積が500平方メートル以上のとき)
- ・ コインパーキングの名称等を記した表示板の設置
- ・ 自動車の出口及び入口の交通安全上の措置について所轄警察との協議
- ・ 管理運営上の措置

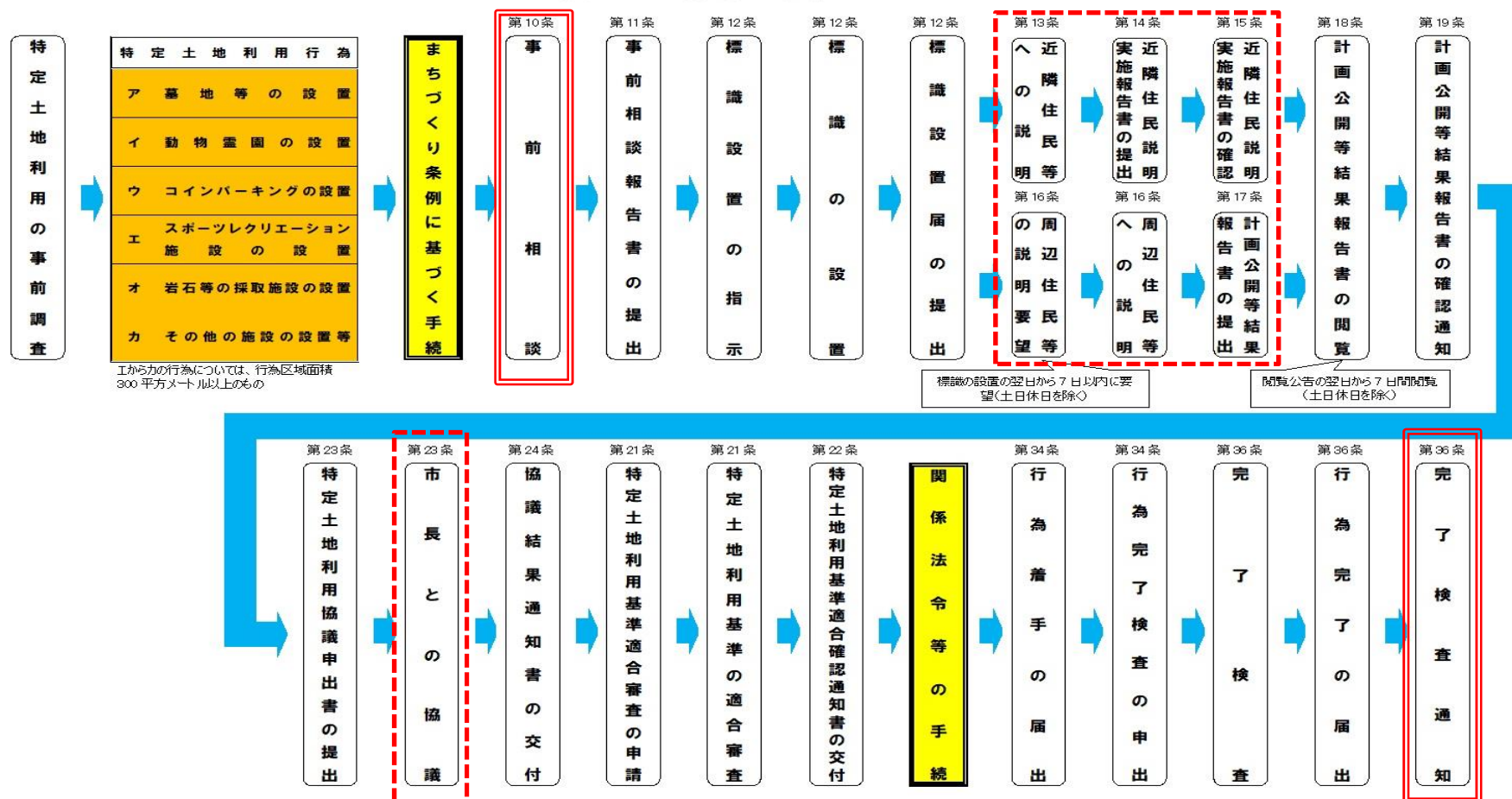


2 コインパーキングの設置に伴う申請手続き

■手続きの流れ

- ・ 手続き開始から終了まで(事前相談から完了検査通知まで)、通常6カ月以上の期間を要する
- ・ 近隣住民等への計画説明を義務化(周辺住民等は要望があった場合のみ)

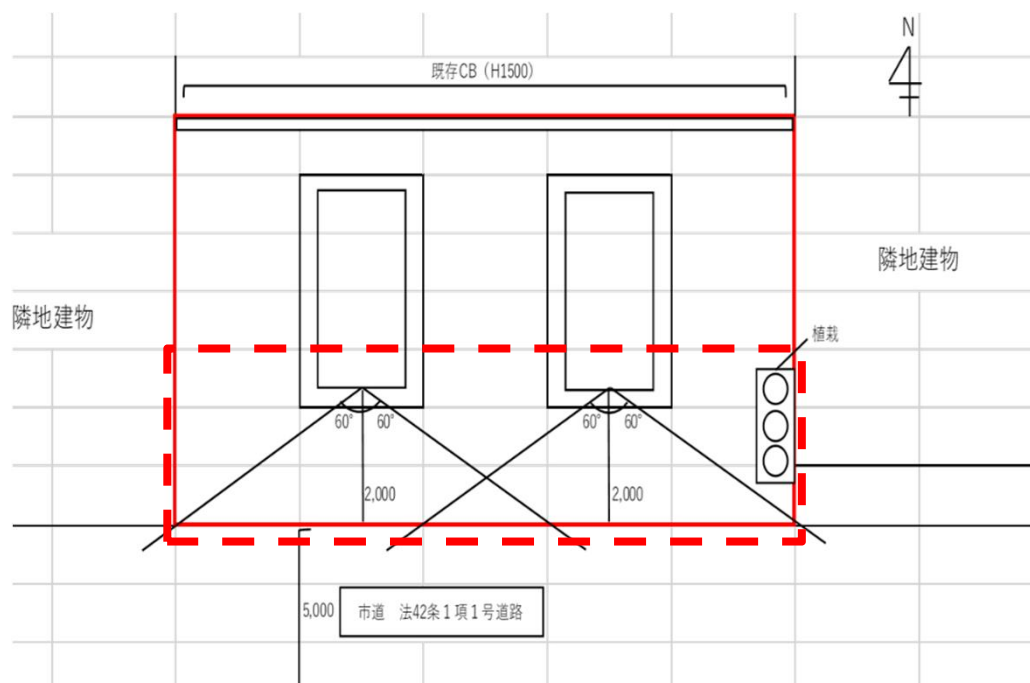
特定土地利用の手続のフロー



3 コインパーキングの設置基準

① 出口及び入口の設置基準(条例第29条・条例規則第26条、第29条)

- ・ 道路等と敷地の境界から2メートル後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において、道路を通行する者の存在を確認できるようにする
- ・ 交通安全上の措置について所轄警察と協議する



出入口の設置基準



出入口の設置基準に適合したコインパーキング

3 コインパーキングの設置基準

② 屋外広告物、精算機等の色彩等についての景観及び緑化(条例第29条)

- ・コインパーキング内に設置する屋外広告物、精算機等の色彩等について景観に配慮する
 - 工作物の色彩は原則としてグレーベージュ(10YR6.0/1.0)
 - 屋外広告物の基調色は彩度6以下とし、3色程度
- ・コインパーキング内の緑化について協議する



景観に配慮した工作物



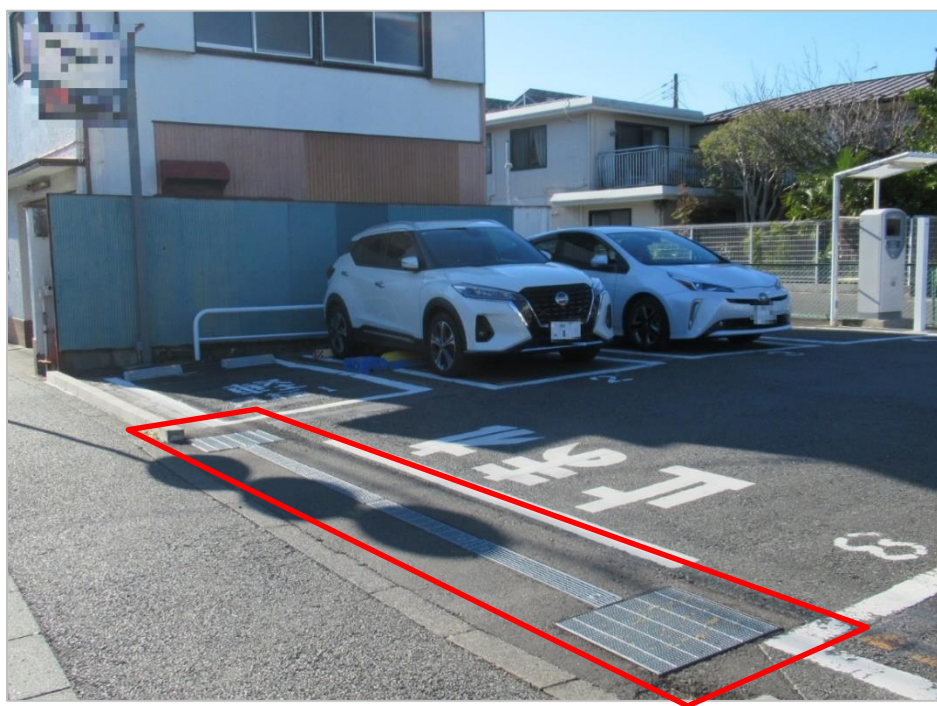
コインパーキング内の緑化

3 コインパーキングの設置基準

③ 雨水排水施設及び夜間照明施設の設置（行為区域面積が500平方メートル以上するとき）

（条例第29条・条例規則第27条）

- ・ 雨水排水施設を設置する
- ・ 夜間照明施設は、車路は10ルクス以上、駐車スペースは2ルクス以上の照度を確保する



雨水排水施設の設置状況



夜間照明施設の設置状況

3 コインパーキングの設置基準

④ コインパーキングの名称等の詳細を記した表示板の設置(条例第29条・条例規則第28条)

- ・表示板には、コインパーキングの名称、所在地、収容台数、設置年月日、利用者の注意事項並びに設置者名、住所及び連絡先を記載し、見やすい場所に設置する
- ・表示板の表示面積上限は、2平方メートル

⑤ 管理運営上の措置(条例第29条・条例規則第31条)

- ・コインパーキング内を定期巡回、定期清掃を実施し、適切な維持管理を図ること
- ・利用者等により排出されるごみの資源化及び減量化に十分な配慮を行うこと
- ・施設周辺の交通安全に十分な配慮を行うこと
- ・コインパーキングの管理運営に対する要望に適切に対応すること
- ・その他、コインパーキングの管理運営上必要な事項に十分な対応を行うこと

最大料金	
〇〇〇円	
通常料金	
〇時～〇時	〇分/〇〇〇円
・コインパーキングの名称: 鎌倉〇〇駐車場 ・所在地: 鎌倉市〇ー〇 ・収容台数: 〇台 ・設置年月日: 令和〇年〇月〇日 ・設置者名: 〇〇株式会社 ・連絡先: 〇〇-〇〇-〇〇 ・利用者の注意事項 ~	

表示板のイメージ
(2,000mm × 1,000mm)

4 近隣住民等への事業説明

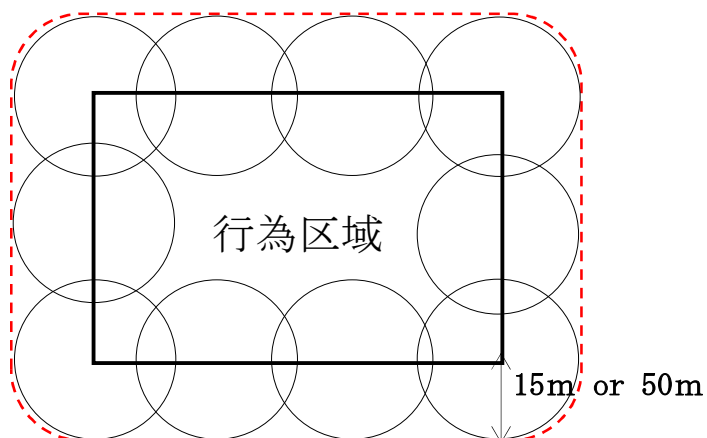
■近隣住民※1等への説明(条例第13条・条例規則第7条)

- ・書面及び図面等を用いて、直接本人に対して行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、書面等の配付その他の確実な方法により本人に対する説明に代えることができる
- ・説明に使用する資料は以下のとおり
 - 土地利用計画、行為区域周辺の安全対策、当該施設の利用に関する事項
その他特別に配慮した事項

■周辺住民※2等への説明(条例第16条・条例規則第9条)

- ・標識を設置した翌日から休日を除いた7日以内に、周辺住民又は関係住民から計画について説明を求められたときは、近隣住民と同様の資料をもって説明を行う

近隣・周辺住民説明の範囲



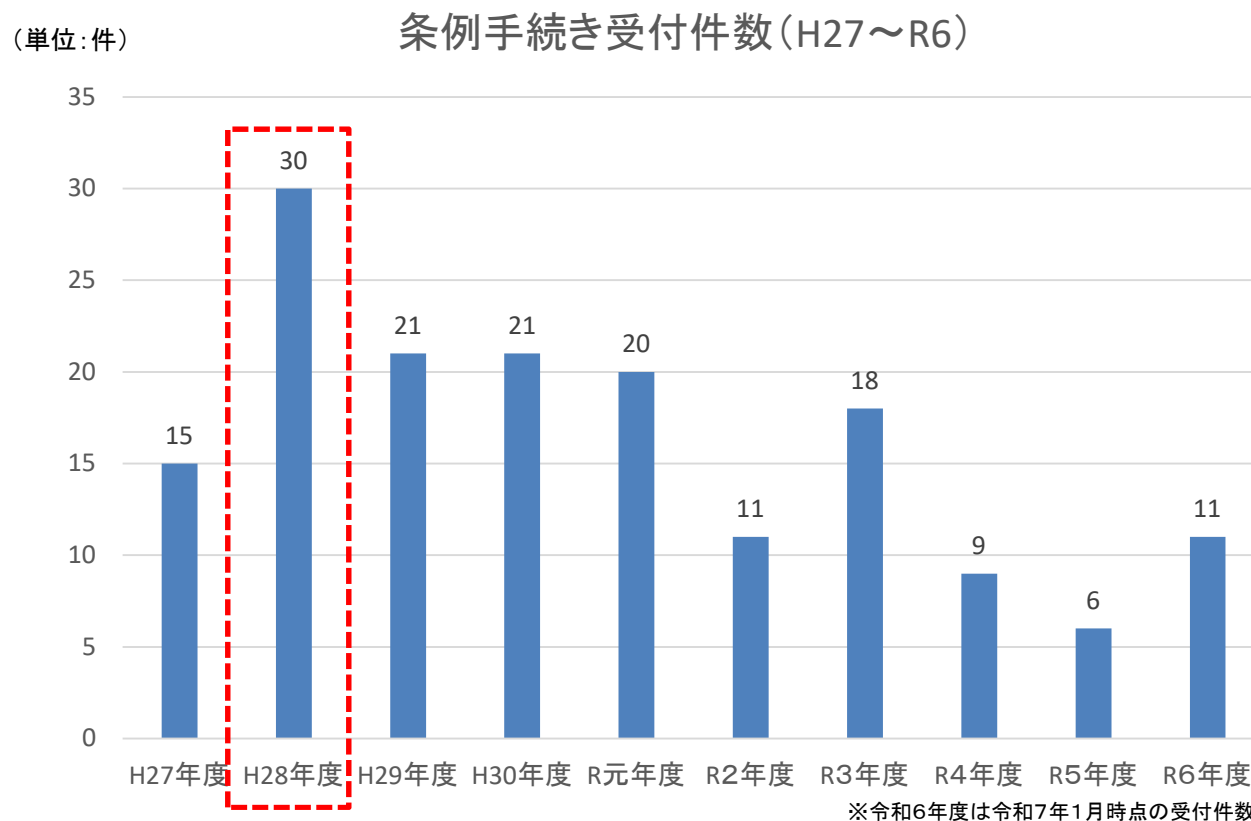
※1 近隣住民: 行為区域の境界線からの水平距離が15メートル以内において土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者

※2 周辺住民: 行為区域の境界線からの水平距離が50メートル以内における土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者

5 コインパーキング設置に係る近況

■ コインパーキング設置に係る近況

- ・ 直近10年間で手続きを行ったコインパーキング設置の受付件数を見ると、平成28年度の30件をピークに減少傾向にある
- ・ 手続きが減少している原因の一つとして、「前払い式駐車場」や「24時間営業でない駐車場」といった、条例の適用外となる利用形態の駐車場増加があげられる



ご清聴ありがとうございました